

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日と翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定(保険課)
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(〃)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(二件)(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

土地収用法による土地の立入り(二件)(管理課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

都市計画事業の認可(四件)(〃)

◇ 海 区 漁 業 調 整 委 告 示

漁業法による公聴会の開催
昭和六十三年五月十三日付鳥取県公報第五千九百六十四号中訂正

◇ 正 誤

告 示

鳥取県告示第五百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一一	昭和六十三年三月二十五日
中下医院	境港市朝日町九三	昭和六十三年三月三十一日
上田医院	東伯郡東伯町大字浦安三三四	〃
龜山歯科医院	倉吉市上井町二丁目一一三	昭和六十三年三月十五日
有限会社増谷慶一郎薬局	米子市明治町一三一	〃
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二六	昭和六十三年四月一日

菅村内科医院	米子市東福原二四八一	昭和六十三年四月一日
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	"
吉澤歯科医院	気高郡気高町新町三丁目八一	"
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二	昭和六十三年四月八日
竹原皮膚科医院	鳥取市西町一丁目二〇六	昭和六十三年四月十四日
有限会社徳吉薬局	鳥取市吉成南町一丁目二七十九	"
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五一	昭和六十三年四月二日
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	昭和六十三年四月九日
雄薬局	境港市松ヶ枝町九	昭和六十三年四月十日
森安皮膚泌尿器科医院	米子市中町五八一	"
石川内科医院	米子市立町四丁目一九四	昭和六十三年四月十一日
真壁医院	米子市尾高町四六	"
太田医院	米子市東町三〇五	昭和六十三年四月十日
市場医院	境港市湊町一五二	"
安達医院	東伯郡東郷町大字中興寺三五八	"
本多眼科医院	倉吉市研屋町二四八一	"

永見医院	米子市久米町二八四一二	昭和六十三年四月八日
名和町国民健康保険診療所	西伯郡名和町大字名和六〇〇 一	昭和六十三年四月一日
松下歯科医院	鳥取市米町七六三	"
矢富歯科医院	米子市夜見町二二三九	"
米沢歯科医院	鳥取市南町六〇九	"
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口一七五及び 一七五一一	昭和六十三年四月十一日
高森内科クリニック	鳥取市栄町七〇八	昭和六十三年四月八日
河原歯科クリニック	鳥取市富安二丁目一五九	昭和六十三年四月一日
井上歯科診療所	八頭郡郡家町大字郡家三九	昭和六十三年三月二十二日

鳥取県告示第五百四十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
田中整形外科医 院	鳥取市行徳は三三二	昭和六十三年三月十一日
河原齒科クリ ニ	鳥取市富安二丁目一五九	昭和六十三年四月一日
井上齒科診療所	八頭郡家町大字郡家三九	昭和六十三年三月二十二日
高森内科クリ ニ	鳥取市栄町七〇八	昭和六十三年四月八日

鳥取県告示第五百四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
高森内科クリ ニ	鳥取市栄町七〇八	昭和六十三年四月五日

鳥取県告示第五百四十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上村歯科医院	鳥取市弥生町一三四	昭和六十三年三月三日
西尾齒科	鳥取市富安二丁目五一二	〃
田中整形外科医 院	鳥取市行徳は三三二	昭和六十三年三月十四日
高森内科クリ ニ	鳥取市栄町七〇八	昭和六十三年四月五日

鳥取県告示第五百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 竹本 美佐雄 米子市上福原九八二

“ 平本 睦夫 “ 一一八四

“ 国尾 茂 “ 西福原一三五九一

“ 大東 武一 “ 九六七

“ 永見 新一 “ 両三柳二一八五

監事 米田 潤之助 “ 皆生七八

“ 大先 進 “ 西福原二二〇八

昭和六十三年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 竹本 美佐雄 米子市上福原九八二

“ 平本 睦夫 “ 一一八四

“ 国尾 茂 “ 西福原一三五九一

“ 大東 武一 “ 九六七

“ 井上 皎 “ 東福原七八九一

“ 永見 新一 “ 両三柳二一八五

監事 米田 潤之助 “ 皆生七八

“ 大先 進 “ 西福原二二〇八

昭和六十三年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第五百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東郷町土地改良区の定款の変更を昭和六十三年五月十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を昭和六十三年五月十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
西伯町	土地改良総合整備事業（地域改善） 清水・橋地区区画整理	昭和六十三年三月三十一日

鳥取県告示第五百四十八号

土地収用法（昭和二十六年法第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧送電線黒坂線鉄塔立替工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
米子市青木、永江及び諏訪並びに西伯郡岸本町坂長、大殿及び長者原
- 四 立ち入ろうとする期間
昭和六十三年五月二十日から同年十月三十一日まで

鳥取県告示第五百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
 - 二 事業の種類
特別高圧送電線皆生線増強調査測量
 - 三 立ち入ろうとする土地の区域
米子市上福原、中島、東福原、西福原及び米原
 - 四 立ち入ろうとする期間
昭和六十三年五月二十日から昭和六十四年五月三十一日まで
- 鳥取県告示第五百五十号
- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年五月六日 鳥取県指令受都計三一三第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市福光字ヒビノ原並びに北野字天神西平及び字中新田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市上井町一丁目二〇〇

白山産業有限会社

代表取締役 山根清道

鳥取県告示第五百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年九月二十五日 鳥取県指令受都計三一第一九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市船木字筆始

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市紙子谷一二九―二一
有限会社福田建機
代表取締役 福田一正

鳥取県告示第五百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業二・二・四十三号 福米西公園

三 事業施行期間

昭和六十三年五月二十日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 米子市西福原字北原開ノ二地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業二・二・四十四号 車尾公園

三 事業施行期間

昭和六十三年五月二十日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市車尾字砂ノ下地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画緑地事業三号 中町広場

三 事業施行期間

昭和六十三年五月二十日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市中町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

智頭町

二 都市計画事業の種類及び名称

智頭都市計画公園事業三・三・一号 愛宕公園

三 事業施行期間

昭和六十三年五月二十日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 八頭郡智頭町大字智頭字宮塚谷、字宮塚谷奥、字尾鼻、字堂仏下平及び字京免地内
- 2 使用の部分 なし

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取海区漁業調整委員会会長 兜 金 幸 男

一 開催日時及び場所

日 時	場 所
昭和六十三年五月二十四日午後二時から	境港市上道町地先無番地 弓浜漁業協同組合漁村環境改善総合センター

二 案件

鳥取県西部海域における区画漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の事前決定について

三 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年令、従事する漁業の種類及び発言内容の要旨を記載した書面を昭和六十三年五月二十三日までに鳥取海区漁業調整委員会へ提出すること。

正 誤

昭和六十三年五月十三日付鳥取県公報第五千九百六十四号中十四頁上段の鳥取県公安委員会告示第二十三号を鳥取県公安委員会告示第三十二号に訂正する。